

10月は「社会保険労務士制度」推進月間です！

事業主に代わって労働・社会保険等の手続きができるのは社会保険労務士だけです。
社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づいて厚生労働大臣に認可された国家資格で、労働社会保険関係・および人事・労務管理の専門家です。

「社会保険労務士」による無料相談会

日時
平成23年
10/22 土
AM 11:00 ▶ PM 5:00

無料相談実施場所

イオン松山
1階南(環状線側)入口

イオンモール新居浜
1階くすのき広場

フジグラン松山
1階グラウンド西側入口(スカイエレベーター前)

オズメッセ21
1階Aコープ入口

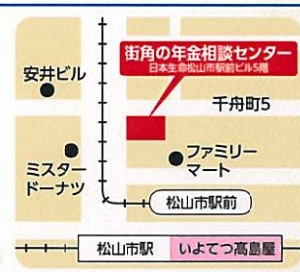
相談内容 無料で相談に応じます。お気軽にご相談ください。

- 公的年金 ■ 健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額医療費等)
- 個別労働紛争 ■ 賃金、割増賃金、退職金 ■ 労働時間、休日、年次有給休暇
- 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法
- 労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付) ■ 各種助成金

平成23年
9月1日開設
**街角の年金相談センター
松山オフィス開設しました！**

年金問題の専門家である社会保険労務士が懇切・丁寧に**手続き・相談**に応じます

無料 ◎場 所／松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
◎月～金 (時間／AM8:30～PM5:15) ※来所による**手続き・相談のみ**です。



総合労働相談所 無料常設

電話相談 来所相談 専用電話 ☎ **089-907-4868**

- ◎ 毎週 月曜日～金曜日
※ 祝日、12/29～1/3は除く
- ◎ 時間／PM4:00～PM7:00
※ 但し、午後5時以降は
電話相談のみです

相談内容

- 労働条件 (労働時間、賃金、退職金等)
- 社会保険、労働保険、公的年金
- 解雇、退職、セクハラ等
- 労使関係(個別労働紛争)
- 各種助成金



愛媛県社会保険労務士会館 1階相談室 ◎伊予鉄道 古町駅より徒歩2分(北東方面)

社労士会労働紛争解決センター愛媛のご案内

センターは「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、愛媛県社会保険労務士会が運営する、紛争解決をサポートする機関です。

■ 簡易で公正・中立、迅速な解決を図ります。
あっせんの申立てを受理した後、原則として1回のあっせんで解決を図ることを目的としています。

愛媛県社会保険労務士会館内 お問い合わせ ☎ **089-907-4864**



愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3
FAX (089) 923-1133
ホームページ <http://www.ehime-sr.or.jp/>

お問い合わせは... ☎ **(089) 907-4864**